

助成金制度規則

平成 28 年 10 月 3 日 制定

平成 29 年 1 月 25 日 改正

平成 29 年 7 月 10 日 改正

(趣 旨)

第1条 JCI 創立 50 周年記念を機に助成金制度を設立し、公益目的事業の一つとする。

(目 的)

第2条 コンクリートに関する優れた研究の遂行および国際会議への参加費用の補助を目的とする。ただし、助成金による上記の活用結果の報告を義務化する。

(種 類)

第3条 助成金の種類は、研究助成と国際会議参加助成の 2 種類とする。

(対象者)

第4条 研究助成の対象者は、個人研究者（学生含む）または研究グループとする。国際会議参加助成の対象者は、個人研究者（学生含む）とする。なお、助成を受けた者は、助成を受けた翌年から 2 年間は申請できない。

(対象者の年齢)

第5条 研究助成の対象者の年齢(研究グループの場合は代表者の年齢)は 50 歳以下とする。国際会議参加助成の対象者の年齢は、40 歳以下とする。

(助成金の額)

第6条 研究助成の助成金額は 1 件当たり 100 万円以下とする。国際会議参加助成の助成金額は、アジア地域は 1 件当たり 30 万円以下とし、アジア地域以外は 1 件当たり 50 万円以下とする。ただし、年 1 回の渡航のみに充てるものとする。また、研究助成金と国際会議参加助成金の総額は原則として 1500 万円/年程度以内とする。

(助成金の交付先)

第7条 助成金は個人研究者（学生含む）または研究グループの属する組織に交付する。

(助成の件数)

第8条 研究助成の助成件数の限度は 15 件以内、国際会議参加助成の助成件数の限度は、10 件以内とするが、応募件数及び予算状況等により各年ごとに採択件数は変わるものとする。

(申請時の必要書類)

第9条 研究助成の申請は申請書を提出する。国際会議参加助成の申請は、申請書、発表予定論文の写しを提出する。

(採 否)

第10条 採否は、第13条に示す助成金審査委員会が審査し、理事会にて決定する。

(成果の発表)

第11条 研究助成金を授与された者は、研究助成報告書を提出する。なお、年次大会において研究成果を論文にまとめて投稿することを推奨する。また、本学会の会誌、工学論文、ACT、他学会論文集（一編につき2名以上の査読者のいる論文集）への投稿も推奨する。なお、論文集には本学会からの助成があったことを必ず記載することとする。国際会議参加助成金を授与された者は、国際会議参加助成報告書を提出するとともに会誌「コンクリート工学」の国際情報等に投稿する。

(成果の公表の期限)

第12条 助成金交付後3年以内に公表することとする。

(委員会)

第13条 助成金検討委員会および助成金審査委員会を設置する。
助成金検討委員会は、助成金制度の見直し、改正、改廃を行う。
助成金審査委員会は、別途定める「助成金審査要領」にしたがって、審査を行う。

(構 成)

第14条 助成金検討委員会は、別途定める「助成金検討委員会規則」に定める委員で構成する。
助成金審査委員会は、別途定める「助成金審査委員会規則」に定める委員で構成する。

(任 期)

第15条 委員の初回の任期は2年とし、2年後毎年半数交代とする。

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、助成金検討委員会が発議し、理事会が決定する。

付 則

(実施期日)

1. この規則の改正は、平成29年7月10日から施行する。